岐阜県地域活性化ファンド事業費助成金について

１．助成金の目的等

歴史・自然・文化を活かした観光産業の発展と地場産業のブランド力の向上、さらに地域資源を活用したまちづくり、新しいビジネスの創出・成長の実現のための支援策として、基金「岐阜県地域活性化ファンド」の運用益を活用し、岐阜県内の中小企業者等が実施する地域資源を活用した創業・経営革新につながる多様な取組みに対して助成を行います。

２．ファンド事業の特徴

(1) 事業募集については、各年度予算の範囲内で行います。

(2) 助成対象者については、中小企業者に限らず、商工団体、ＮＰＯ、まちづくり団体などの新ビジネスの創出や経営革新などに意欲のある方々を幅広く支援します。（中小企業者等対象となる事業者については、「公益財団法人岐阜県産業経地域活性化ファンド事業費助成金交付要領」の第２条を参照してください。）

(3) 年度をまたぐ事業期間の設定も可能です。

事業の終期を３月末に設定する必要はありません。

(4) 助成対象事業の期間は、事業によって異なりますが、１年を超える事業も助成対象となります。

ただし、交付決定は事業期間開始から１年間ごとに行い、２年目以降の助成金の交付決定は、前年の事業実績を踏まえて行います。従って、２年目以降の助成金の交付を確約するものではありません。

(5) 下記の両条件を満たす場合は、事業年度途中に概算払を受けることができます。（支出済助成対象経費の８０％を限度）

- 概算払に係る助成事業の成果が交付決定の内容及び附帯条件に適合していること。
- 既に支払いが完了したと認められる助成対象経費であること。

(6) その他の注意事項

- 事業の一部を外部の機関に委託する場合は、その費用が助成対象事業費の６０％未満とすること。
- 中小企業者については、中小企業基本法に定めるもののうち、事実上大企業の支配下にある企業（株式会社の場合は決議権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は決議権を有する総社員の過半数を大企業に保有されている企業）は、当該助成金事業の対象事業者になることができません。
- 国、県又は国や県が出資又は出捐する公的団体の補助金等（以下、「国庫補助金等」という。）の交付を受けている事業の場合、又は受けることが決定している事業の場合は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター岐阜県地域活性化ファンド事業費助成金事業（以下「地域活性化ファンド助成金事業」という。）の助成対象外となります。

また、「地域活性化ファンド助成金事業」以外の国庫補助金等について、申請又は申請予定の場合はその旨を必ず事業計画書（第２号様式－３の「10 他の補助金の交付実績（過去２年以内）及び当該年度の申請状況（予定を含む）欄」）に記載してください。

・ 有限責任事業組合（ＬＬＰ）は、当該助成金事業の対象事業者となることができません。ただし、構成している個々の事業者は対象となります。

３．助成事業の内容

①　地域資源を活用した、地域密着型ビジネスの開業・経営革新

事　業　名		事業内容･助成対象者
ア 起業支援事業		
	独自性の高い新技術・サービス等の創業	【事業内容】 独自性の高い技術及びアイデアをもとに新商品・サービスの開発等を行い、起業化を図る事業 【助成対象者】 県内に本社(拠点)を設置して一定の条件の下で創業を行う者 【助成率】 通常 1/2以内（事務所運営費は１年目 1/3以内、２年目 1/4以内、３年目 1/6以内） まちづくり 2/3以内（事務所運営費は１年目 1/2以内、２年目 2/5以内、３年度目 1/4以内） 【助成限度額】 事務所開設費・機械器具費 ５０万円～３００万円（単年） 事務所運営費　　１０万円～１００万円（単年）
	コミュニティビジネス等の創業	【事業内容】 福祉・健康・教育等の生活密着型サービス、地域社会に貢献できるコミュニティビジネス等の創業 【助成対象者】 県内に本社(拠点)を設置して一定の条件の下で創業を行う者 【助成率】 通常 1/2以内（事務所運営費は１年目 1/3以内、２年目 1/4以内、３年目 1/6以内） まちづくり 2/3以内（事務所運営費は１年目 1/2以内、２年目 2/5以内、３年目 1/4以内） 【助成限度額】 事務所開設費・機械器具費 ５０万円～３００万円（単年） 事務所運営費　　１０万円～１００万円（単年）

<table>
<tr><td>イ 経営革新事業</td><td>【事業内容】
経営革新計画に基づいた事業を実施するうえで必要な新商品開発・新技術開発・新事業、人材育成事業、販路開拓事業
経営革新計画　中小企業の新たな事業活動の促進に関する第９条に基づく承認を得た計画
【助成対象者】
中小企業者・連携体・組合等のうち経営革新計画の承認を受けたもの
【助成率】
通　　常　　１／２以内
まちづくり　　２／３以内
【助成限度額】
通常・まちづくり　５０万円～３００万円（単年）</td></tr>
</table>

②商店街活性化

<table>
<tr><td>空き店舗等活用事業</td><td>【事業内容】
商店街の空き店舗を活用して実施される事業（子育て支援施設や高齢者向け休憩所など公益機能創出支援事業を含む）
【助成対象者】
中小企業者、商工会、商工会議所、組合等、まちづくり会社、中心市街地整備機構、ＮＰＯ、まちづくり団体（助成対象区域は、市町村が指定する商店街等の区域であること。）
【助成率】
<table>
<tr><td></td><td>通　　常</td><td>まちづくり</td></tr>
<tr><td>店舗賃借料</td><td>１年目　1/3 以内
２年目　1/4 以内
３年目　1/6 以内
（公益機能分）
１年目 4.5/10以内
２年目　1/3 以内
３年目　1/4 以内</td><td>１年目　1/2 以内
２年目　2/5 以内
３年目　1/4 以内
（公益機能分）
１年目　3/5 以内
２年目　1/2 以内
３年目　2/5 以内</td></tr>
<tr><td>店舗改修費</td><td>1/4 以内
（公益機能分） 4.5/10 以内</td><td>2/5 以内
（公益機能分） 3/5 以内</td></tr>
</table>
＊公益機能分とは、子育て支援施設や高齢者向け休憩所等公益的な事業を行うものをいう。
【助成限度額】
店舗賃借料　１０万円～１００万円（単年）
店舗改修費　１０万円～３００万円（単年）
公益機能分はそれぞれ　５０万円～３００万円（単年）</td></tr>
</table>

③地域のブランド創出・ものづくり支援

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事業内容・助成対象者</th></tr>
<tr><td>ア　新商品・新技術開発・販売力強化事業</td><td>【事業内容】
・新たな地場産品・高付加価値化商品の開発事業、新商品開発、新技術開発及び販売力強化に新たに取り組む事業で事業者が作成した計画（２～５年程度の計画、新商品・新技術開発のみの場合は１～２年の計画）に基づく事業
・地域団体商標制度を活用した新商品・新技術開発・販売力強化に取り組む事業

新商品・新技術開発・販売力強化計画　｜　新商品・新技術開発・販売力強化のため総合的に展開する新商品開発事業、人材育成事業、販路開拓事業　等

【助成対象者】
中小企業者、連携体、組合等、実行委員会、商工会議所、商工会（連合会を含む）、ＮＰＯ、まちづくり団体
（実行委員会は市町村が参画するものに限る）
【助成率】
通　　常　　１／２以内(一部２／３以内)
まちづくり・岐阜の宝もの　　２／３以内
【助成限度額】
通常・まちづくり　　５０万円～３００万円（単年）
岐阜の宝もの　　１００万円～５００万円（単年）

※岐阜の宝もの(「明日の宝もの」を含む。)とは
今後の観光振興に繋がる地域資源として県民から応募のあった中から選定された「じまんの原石」の、更にその中から全国に通用する可能性を有するものとして、岐阜の宝もの認定委員会が認定するものをいう。</td></tr>
</table>

イ　飛騨美濃じまん育成支援事業	【事業内容】 ①飛騨美濃じまんを育成する継続的かつ戦略的な事業 ②地域資源・地域ブランドの新たな掘り起こしや再評価に基づいて創出又は再構築されるイベントなどのソフト事業であって、地域の新たなシンボルとして当該地域及び岐阜県のイメージアップに繋がる事業 ③地域資源を活用し、地域のイメージを相互に高め、それらの結びつきを強めることに資する事業 【助成対象者】 ①　③観光、経済関係団体、組合、まちづくり団体、民間企業、ＮＰＯ、実行委員会、連携体 ②　観光、経済関係団体、まちづくり団体、民間企業、組合、ＮＰＯ等市町村及び観光、経済関係団体、民間企業等で組織する団体、実行委員会 （実行委員会は市町村が参画するものに限る） 【助成率】 通常・岐阜の宝もの　２／３以内 まちづくり　４／５以内 【助成限度額】 通常・まちづくり・岐阜の宝もの　③ １００万円～　５００万円（単年） 岐阜の宝もの　①②　１００万円～１，０００万円（単年）

④まちづくり計画策定支援

事　業　名	事業内容・助成対象者
まちづくり計画策定事業	【事業内容】 一市町村の区域内において、事業者が地域住民及び市町村と連携・協力してまちづくりを進める仕組み(協議会など)が構築されており、その仕組みの中で策定されるまちづくり計画等策定事業 まちづくり計画：地域住民、関係団体及び市町村が連携して、より魅力ある、より住みよい地域にしていくための地域の将来像を描いた計画 【助成対象者】 まちづくり団体、商工団体、ＮＰＯ、中小企業者、組合、任意団体 【助成率】 ９／１０以内 【助成限度額】 通常　上限１５０万円（単年）

（応募事業の例）

(1) 地域資源を活用した、地域密着型ビジネスの開業・経営革新

① 起業支援事業（独自性の高い新技術・新サービス等の開発を行う創業）

＊ 健康靴を主体とした靴店の開業

＊ 木質ペレットの製造と販売及びシステム提案

② 経営革新事業（経営革新計画について、岐阜県知事の承認を受けた事業）

＊ 新商品開発と首都圏等で開催される大型見本市への出展による販路開拓

＊ 新商品の開発研究を専門コンサルタントに委嘱し、新商品の開発

＊ デザイン性と機能性に優れるインテリアグッズのブランド構築と販路開拓

(2) 商店街活性化支援

① 空き店舗等活用事業

＊ ギャラリー・展示施設

＊ 雑貨店、飲食店の開業

＊ 地域交流のサロン（高齢者を対象とした健康教室の開催、子育て支援のつどいの場の提供）

(3) 地域のブランド創出・ものづくり支援

① 新商品・新技術開発・販売力強化事業

＊ 地域団体商標登録に向けた勉強会の開催

＊ オリジナル性の高いブランド商品の開発及び商品化

＊ セラミック素材・加工技術を使った無水鍋の開発・販売

② 飛騨美濃じまん育成支援事業

＊ 屋形船を使った観光遊覧船の新たな運行をし、既存の観光施設等とセットにした観光ルートの開拓

＊ 「岐阜の宝もの」に認定されている地域の資源発掘・再評価に基づいたイベントの企画、実施

(4) まちづくり計画策定支援

＊ 歴史・文化・農林産物等、様々な地域資源を活用してまちづくりを進めるための計画策定

＊ 門前町に相応しい町並み・賑わいを形成し、地域の活性化を図るための計画策定

◆「岐阜の宝もの」（今後の観光振興につながる地域資源として県民から応募のあった中から選定された「じまんの原石」のさらにその中から、全国に通用する可能性を有するものとして『岐阜の宝もの認定委員会』が認定したもの）や「明日の宝もの」（今後の取り組みによって「岐阜の宝もの」となることが期待されるものとして認定したもの。）を活用した取り組みに対しては、集中的・重点的に支援を行います。

４．応募方法

助成対象事業を実施しようとする場合は、補足資料を添えて、次により助成金交付申請書を提出してください。（必要に応じ、申請書提出前に（公財）岐阜県産業経済振興センターものづくりコーディネーター）にご相談ください。）

(1) 作成様式　別記様式（事業により一部様式が異なります。）
「交付申請に必要な書類」の項をご覧ください。
※　様式は、産経センターのホームページからダウンロードできますので、活用してください。
（アドレス）http://www. gpc-gifu. or. jp/fund/chiiki/index. asp

(2) 提出部数　１部

(3) 提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は、書留又は簡易書留。募集期間内に必着のこと。）

(4) 提 出 先　〒500-8505　岐阜市薮田南 5-14-53　ふれあい福寿会館　１０階
(公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部資金課 助成金担当
TEL　058-277-1083

(5) 募集時期　産経センターにお問い合わせいただくか、ホームページを閲覧してください。

◎交付決定までの流れ

①		②		③		④
（申請者） **交付申請書提出** ・申請者は助成金交付申請書・補足資料を産経センターに提出	→	(産経センター) **申請書類受付** ・申請書類をチェックし、審査委員会に付託	→	**（審査委員会）** **事業の審議（プレゼンテーション）** ・学識経験者、金融機関・産業支援団体・経済団体等の代表者で構成	→	(産経センター) **交付決定** ・審査結果を受け、交付決定

５．助成金交付申請書の審査及び交付決定

提出された助成金交付申請書について、事務局で必要に応じてヒアリングを実施し、その後、「岐阜県地域活性化ファンド審査委員会」において、助成金の採択・不採択を審査していただき、採択した事業について交付決定を行いますが、以下の事項について留意願います。

(1) 交付申請書を提出した事業者は、前述審査委員会でプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 申請と違う金額や条件を付しての交付決定を行うことがあります。
また、継続して事業申請を行い、採択された場合、助成事業者の交付決定額は、前年までの

事業実績等により減額される場合があります。

(3) 交付決定した助成事業は、事業主体者、事業名、事業概要などを公表します。

(4) 不採択となった事業者にも、その旨お知らせします。

６．注意事項

(1) 岐阜県が定める「暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱」第３条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、地域活性化ファンド助成金事業の対象となりません。

(2) 交付決定前に事業に着手することは認められません。(展示会・見本市等への出展申し込みは除きます。)

ただし、２年目以降の申請者（継続申請者）で事業の性格上又はやむを得ない理由があると認められる場合は、例外的に認める場合があります。その場合は、交付申請書に事前着手理由書（第３号様式）を添付し提出する必要がありますが、申請内容を審査した結果、地域活性化ファンド助成金事業が採択されない場合や採択されても、事前着手に必要な経費が認められない場合は当該事業実施に必要な経費は、自己資金での対応となります。

(3) 経営革新事業（新技術の開発に係る事業の部分に限る）及び新商品・新技術開発・販売力強化事業について、助成金を受けた事業の実施結果に基づき取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定、地域団体商標に係る商標権の通常使用権の設定等により収益を得た場合は、助成金額の範囲内で、所要の金額を産経センターに返納する必要が生じる場合があります。

(4) 空き店舗等活用事業について、空き店舗の所有者が助成事業者である場合、または３親等内の親族である場合は賃借料、店舗改装費は助成対象外です。

(5) 助成事業者に地域活性化ファンド助成金事業実施により、相当の利益が生じたと産経センター理事長が認めた場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を返納する必要が生じる場合があります。

(6) 事業実施に伴う経理書類等については、事業終了後５年間保存する義務があります。（本事業は国の資金を導入した事業であるため、助成を受けた事業者は、国の検査を受けることがあります。）

(7) 「起業支援事業」、「新商品・新技術開発・販売力強化事業」及び「経営革新事業」の助成を受けた事業者は、事業の実施結果の企業化に努めなければなりません。

また、事業終了後５年間、企業化状況等報告書（第１５号様式）を毎年、過去１年間の状況を報告しなければなりません。

(8) 人件費は、「飛騨美濃じまん育成支援事業」において、事業遂行上、短期に雇用するアルバイト等賃金に限り対象経費です。

(9) 展示会に出展する経費は、「経営革新事業」、「新商品・新技術開発・販売力強化事業」のみ助成対象経費となります（県外・海外で開催される展示会も含む）。

なお、展示会等でブース内にスペースを確保して試験販売を行うことは事業の一環として認められますが、試験販売の商品製造の経費等は助成対象外経費です。

(10) 新商品等の広報宣伝のためのパンフレット、チラシ等の印刷は、展示会等出展するしないにかかわらず対象経費です。また、価格が表記してあっても対象経費です。

ただし、注文書及び注文書が付随している印刷物や地域活性化ファンド助成金事業以外の商品が掲載してある印刷物（助成対象商品の魅力等を効果的に訴求する場合は可）は、対象

外経費です。

(11)　委託費の助成対象経費の割合が、全助成対象経費の６０％を超える場合は、助成事業とならないので、注意が必要です。

（委託費とみなされる経費）

- デザイン・設計にかかる経費
- 試験・分析等にかかる経費
- アンケート等の集計・分析にかかる経費
- 特許出願・登録に弁理士に委託する経費
- 大学等に研究を委託する経費
- コンサルタントを外部委託する経費
- 人材育成のための研修等を外部に委託する経費
- システム構築を委託する経費
- その他、上記に類する事業にかかる経費

７．対象外経費等

助成対象外経費(助成対象外となるもの)

(1) 消費税（地方消費税相当分を含む。）、宿泊税
（海外での消費税等税金は対象経費）

(2) 建設費、食糧費（全ての飲食に係る経費）

(3) 機械器具等で助成事業以外の用途との共用

(4) 量産化に使用する機械設備等の経費
（事業期間終了後に、生産設備に転用することも含む。）　※１

(5) 一般事務用機器、家電製品等、レジスター

(6) 旅費等で、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金

(7) 市場調査の助成対象人員は、２名を超える人数は助成対象外

(8) 展示会・見本市等の出張助成対象人員は、原則２名を超える人数は助成対象外

(9) 通常の営業商品と本事業で開発した商品が混在したチラシ、パンフレット等の印刷、製本に要する経費

(10) 注文書が付随している印刷物に係る経費

(11) モニター、アンケート回答者への謝礼品は１人あたり１，０００円(消費税を除く。)以上の場合（謝礼は物品に限り、現金等の謝礼は助成対象外）

(12) 記念品、景品等のグッズ

(13) 「飛騨美濃じまん育成支援事業」の場合は、観光ＰＲに使用するイメージキャラクターの着ぐるみや置物の製作費

(14) 「経営革新事業」、「新商品・新技術開発・販売力強化事業」、「飛騨美濃じまん育成支援事業」の次の経費

・ネットショップへの出店経費

・買い物かご等があるオンラインショッピングが可能なホームページの作成及び更新

・ＳＥＯ対策（リスティング広告、インターネット検索で上位に表示させるための対策）
・インターネット検索でクリックした際の手数料

(15) 事業者の通常の業務活動にかかる経費
（事務所経費、光熱水費、コピー代、電話代等通信費、事務用品代等）

(16) 原材料費、会場費、謝金、委託費、外注費等のうち、助成事業者（助成事業者の構成員を含む。）の組織内で調達したものに対する経費

(17) 在庫品を使用する場合の経費

(18) 営業活動、販売（テストマーケッティングを除く）に係る経費

(19) 展示会等出展の場合、助成対象となるのは、助成対象事業で開発した商品の販売を拡大するための展示が主で、助成対象事業以外の商品の展示が大半を占める場合（全体の概ね 1/4 以上が対象事業以外の商品の展示）

(20) 商談を主とした展示会・商談会等に係る経費。

(21) 助成対象経費と他の経費との区分が出来ないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等による内訳の確認が出来ない場合等）

(22) 証拠書類が整わないもの（宛先が明記されていない書類を含む。）

(23) 郵送料で送付先不明な分。また営業用や不特定多数へ発送するダイレクトメール、または、ダイレクトメールと判断される郵送料

(24) 助成対象期間外に発注や契約、又は支出した経費

(25) 振込手数料・代引手数料・送金手数料など　※２

(26) 契約書の作成や行政手続等に要する印紙代、証紙代

(27) タクシー代

(28) 展示会出展等及びその他の用務の出張で社用車または自家用車等を使用した場合（搬入・搬出を含む）の燃料費（燃料使用量の根拠が不明瞭なため）。

(29) 連携体(実行委員会)や同居事業所等(以下「連携体等」という。)の間の金銭の支払い(例:コピー等の経費、機械のレンタル料等)。

(30) 商標登録等商標権に係る経費、国際特許の出願経費

(31) その他、産経センターが不適当と判断した経費

※１　試作・開発用に購入した機械器具等を量産用（商品の生産用）に転用することはできません。違反した場合は、助成金の返還が必要となる場合があります。
　なお、機械器具等を導入する場合は、原則として３年以上のリース（レンタル）としてください。

※２　経費の支払い時に発生する振込手数料・代引手数料・送金手数料など相手方が負担した場合は、その分相手方が値引きしたものとみなし、助成対象経費から控除します。